

平成 22 年 5 月 12 日

各 位

会社名 株式会社北弘電社
代表者名 代表取締役社長 中野 章
(コード番号 1734 札証)
問合せ先 常務執行役員 鈴木 克敏
(TEL 011-640-2231)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 22 年 6 月 29 日開催予定の第 60 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

監査役の法定の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を明記するとともに、補欠監査役の選任決議の効力を2年にするものであります。

2. 定款の変更内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 22 年 6 月 29 日(火)
定款変更の効力発生日	平成 22 年 6 月 29 日(火)

以上

【別 紙】

(下線は変更部分)

現 行	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 35 条 本会社の監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 36 条) (条文省略) 第 51 条</p>	<p>(補欠監査役の選任)</p> <p>第 35 条 本会社は、会社法第 329 条第 2 項の規定に基づき、法令の定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>2 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 36 条 (現行どおり) (現行どおり)</p> <p>3 前条第 1 項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期満了する時までとする。</p> <p>第 37 条) (現行どおり) 第 52 条</p>

以 上